

別表1（第3条関係）

リフォーム奨励金対象工事	条件
居住部分の増築工事	増築部分以外の屋根及び外壁は含まない。
室内の改装又は間取りの変更	
住宅の床フローリングの張替え又は畳の取替え	
給排水衛生設備、空調設備、換気設備又は電気・ガス設備工事	設置、交換する部屋の内装工事（壁、柱、床など主要構造部の改修）を伴う場合に限り対象とする。
浴室、便所、台所等水まわりの改修工事	
給湯設備の設置又は交換	給湯する居住部分の内装工事を伴う場合に限り、対象とする。
室内建具、サッシ又は玄関戸の取替え	
住宅の改修を含む下水道接続工事	
耐震補強工事	
断熱改修工事	
手すり設置、段差解消等の住宅内バリアフリー化工事	